

防府市ファミリーサポートセンター設置要綱

平成10年4月1日制定

(設置目的)

第1条 子どもの預かり等の援助を受けたい者と子どもの預かり等の援助を行いたい者を組織化して、地域において子育て支援を行い、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るため、ファミリーサポートセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 ファミリーサポートセンターの名称及び事務所の位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 防府市ファミリーサポートセンター

(2) 位置 防府市栄町一丁目5番1号

(組織)

第3条 防府市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）は、第1条に規定する設置目的を理解し、センターの承認を得た子どもの預かり等の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）、子どもの預かり等の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）、又はその両方を行おうとする者（以下「両方会員」という。）で構成する。

(開設時間)

第4条 センターの開設時間は、午前8時15分から午後6時までとする。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の平日を休業日とする。

(業務)

第6条 センターは、次の業務を行う。

(1) 依頼会員・援助会員・両方会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他の会員組織業務に関すること。

(2) 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）に関すること。

- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催に関する事。
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関する事。
- (5) 子育て支援関連施設・事業(保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等)との連絡調整に関する事。
- (6) 子育てに関する情報の提供やその他センターの目的の達成に必要な業務に関する事。

(アドバイザー及びサブ・リーダーの配置)

第7条 センターにアドバイザーを配置する。

- 2 アドバイザーを補佐するサブ・リーダーを、会員の中から各地区に配置することができる。

(アドバイザーの業務)

第8条 アドバイザーは次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知、啓発に関する事。
- (2) 会員の募集、登録に関する事。
- (3) 会員の統括に関する事。
- (4) サブ・リーダーの選任及び育成指導に関する事。
- (5) 会員の相互援助の調整に関する事。
- (6) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施に関する事。
- (7) 会員間のトラブルへの助言に関する事。
- (8) 子育て関連施設・事業等との連絡調整に関する事。
- (9) センターの経理事務等の業務運営に関する事。
- (10) その他センターの業務に関して必要と認めるもの。

(秘密の保持義務)

第9条 アドバイザー及び会員は、業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(保険)

第10条 センターは、会員が行う相互援助活動中の事故に備え、補償保険に加入するものとする。

(業務委託)

第11条 センターの管理運営は、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

(検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、委託を行う団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。